

29年4月から料金改訂になります。

## サービス利用料金表(1日当り)

平成29年4月1日 現在

\*以下は1割負担者の料金表です。2割負担該当者は介護保険分計が2倍になります。

社会福祉法人木田福祉会  
(単位:円)

長期入所生活介護							短期入所生活介護							別途サービス料		
	区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
白山山荘	多床室	第1段階	964	1,036	1,110	1,183	1,253	794	903	982	1,055	1,128	1,201	1,271	光熱費 (持込暖房器具等 1品当り)	30
		第2段階	1,424	1,496	1,570	1,643	1,713	1,254	1,363	1,442	1,515	1,588	1,661	1,731		
		第3段階	1,684	1,756	1,830	1,903	1,973	1,514	1,623	1,702	1,775	1,848	1,921	1,991	必要に応じて各種サービス がご利用いただけます。	
		第4段階	2,884	2,956	3,030	3,103	3,173	2,714	2,823	2,902	2,975	3,048	3,121	3,191		
	個室	第1段階	1,284	1,356	1,430	1,503	1,573	1,108	1,222	1,281	1,353	1,427	1,499	1,570	サービスの種類 ・栄養マネジメント ・経口移行・経口維持 ・口腔衛生、維持・療養食 ・看取り介・若年性認知症ケア	
		第2段階	1,474	1,546	1,620	1,693	1,763	1,298	1,412	1,471	1,543	1,617	1,689	1,760		
		第3段階	2,134	2,206	2,280	2,353	2,423	1,958	2,072	2,131	2,203	2,277	2,349	2,420		
		第4段階	3,194	3,266	3,340	3,413	3,483	3,018	3,132	3,191	3,263	3,337	3,409	3,480		
みき山荘	ユニット	第1段階	1,885	1,956	2,033	2,104	2,176	1,690	1,823	1,892	1,964	2,041	2,112	2,184	短期 ・送迎サービス ・療養食 ・機能訓練	
		第2段階	1,975	2,046	2,123	2,194	2,266	1,780	1,913	1,982	2,054	2,131	2,202	2,274		
		第3段階	2,725	2,796	2,873	2,944	3,016	2,530	2,663	2,732	2,804	2,881	2,952	3,024		
		第4段階	4,115	4,186	4,263	4,334	4,406	3,920	4,053	4,122	4,194	4,271	4,342	4,414		

\*介護料,居住費,食費,体制加算(処遇改善加算,精神医,夜勤職員,日常生活継続支援,看護体制Ⅰ,Ⅱ)を含むサービス料金

\*介護料,居住費,食費,体制加算(処遇改善加算,サービス提供,夜勤職員)を含むサービス料金

### 【長期・短期の段階区分】

#### 居住費・食費の内訳

区分	居住費			食費
	多床室	個室	ユニット	
第1段階	0	320	820	300
第2段階	370	420	820	390
第3段階	370	820	1,310	650
第4段階	840	1,150	1,970	1,380

#### 通所介護

区分	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	別途サービス料	
3～5時間	1か月	1か月	1か月	421	481	541	599	660	食費(昼食)	600
5～7時間	1,820	1,820	3,729	625	735	845	955	1,065	入浴サービス	50
7～9時間	(週1回程度)	(週1回程度)	(週2回程度)	714	840	970	1,100	1,231	グループ活動費	50
									必要に応じて各種サービス がご利用いただけます。	

\*サービス提供体制強化Ⅰ・処遇改善加算 含むサービス料

サービスの種類 栄養改善 個別機能訓練Ⅰ、Ⅱ

口腔機能向上 若年性認知症ケア

(要支援) 運動器機能向上 栄養改善 口腔機能向上

選択的サービス複数(1)(2)

生活機能向上グループ活動

#### 利用者負担段階

区分	対象者
第1段階	生活保護受給者
第2段階	世帯全体 が市町村
	高齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金 額の合計が80万円以下の方
第3段階	住民税非課税者 利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超 266万円未満の方など)
第4段階	上記以外の方